

議案第七号

杉並区副区長定数条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区副区長定数条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十一条第二項の規定に基づき、副区長の定数を一人とする。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

副区長の定数を定める必要がある。